

○厚生労働省令第三十一号
介護保険法(平成九年法律第二百二十二号)第七十四条第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年二月十三日

厚生労働大臣 外添 要一

指定居宅サービス等の事業の人は、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第二十七号)の一部を改正する省令

第五条第一項に次のように改正する。

第五条第一項に次のとおり改正する。

第百十一条第一項第一号に「当該指定通所リハビリテーション」を「リハビリテーション」に、「常勤換算方法で、(一)以上確保されること」を「利用者が百人以上の端数を増すごとに一以上確保されていること」に改め、同条第二項中「であつて、指定通所リハビリテーションの提供が同時に十人以下の利用者に対する体的に行われるものを単位とする場合にあつては」を「である場合は」に改め、同項第一号を次のように改める。

指定通所リハビリテーションの単位(二)に、利用者の数が十人以下の場合は、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が一以上確保されていること、又は、利用者の数が十人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利若干名の数を十で除した数以上確保されていること。

第一百四十二条第一項に次の一号を加える。
四 診療所(前二号に該当するものを除く)である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利若干名及び入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することなし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を、人以上配備していること。

第一百四十三条第一項第一号中「診療所である」を「診療所(指定介護療養型医療施設であるものを除く)」に改め、同項に次の二号を加える。
四 診療所(療養病床を有するものを除く)である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。
イ 指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者一人につき六・四平方メートルとすること。

第一百四十四条第一項第一号の下に「及び第四」を加える。
四 発達障害を有する者のための施設を有すること。

第一百四十五条第一項第一号の下に「及び第四」を加える。
四 診療所(前号に掲げるものを除く)である指定短期入所療養介護事業所にあつては、指定短期入所療養介護を提供する病室を加える。

第一百四十六条第一項第一号の下に「及び第四」を加える。

二 診療所(前号に掲げるものを除く)である指定短期入所療養介護事業所にあつては、指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数

附則
第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第三十一号
介護保険法(平成九年法律第二百二十二号)第七十八条の四第一項及び第二項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第一

平成二十一年二月十三日
厚生労働大臣 外添 要一
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第一
十四号)の一部を次のように改める。

第七条中「できるものとする」を「できるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合」であつて、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十年厚生省令第二十七号以下「指定居宅サービス等基準」という。）第七条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準第五条第一項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の職務に従事することができるものとする」に改める。

第二十四条第六号中「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十年厚生省令第二十七号以下「指定居宅サービス等基準」という。）を「指定居宅サービス等基準」に改める。

第二十一条第一項中「（指定居宅サービス等基準第五条第一項に規定する指定訪問介護事業所をいう。）を削る。

第六十二条第五項中「場合にあっては、を「場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に對して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、に、一とする」を二回「かない」に改める。

第六十六条の見出しを「（登録定員及び利用定員）」に改め、同条に次の二項を加える。

2 指定小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの一回当たりの利用者の数の上限をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

一 通いサービス 登録定員の三分の一から十五人まで

二 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の三分の一から九人まで

第六十七条第一項第一号ハ中（通いサービスの利用定員の三分の一から九人までの範囲内において一居間及び食堂、店舗及び食堂は機能を十分に發揮しうる満足な広さを有すること。）を次のように改める。

第六十七条第一項第一号ハ中（通いサービスの利用定員の三分の一から九人までの範囲内において一居間及び食堂、店舗及び食堂は機能を十分に發揮しうる満足な広さを有すること。）を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

（厚生労働省関係構造改革特別区域法第一条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正）

第一条 この省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号を次のように改める。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第六十七条第一項第一号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に發揮しうる満足な広さを有すること。

○厚生労働省令第三十三号
介護保険法（平成九年法律第二百二十二号）第六十五条の四第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防の効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年二月十三日

厚生労働大臣 外添 要一

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令

指定介護予防サービス等の事業の人々、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、当該者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。

第八十七条中「薬剤師」の下に「看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行なう保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を加える。

第八十八条第一項第一号ロ中「薬剤師」の下に「看護職員」を加え、同項に次の二項を加える。

二 指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準第六十条第一項にいう指定訪問看護ステーションをいう。）及び指定介護予防訪問看護ステーションを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を加える。

第八十九条第一項中「又は薬局」を「薬局又は指定訪問看護ステーション等」に改める。

第九十五条に次の二項を加える。

二 看護職員の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者に対する療養上の相談及び支援を行うこと。

二 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は介護予防支援事業者等に報告すること。

第一百七十七条第一項第一号イを次のように改める。

イ 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者（当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準第二十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定居宅サービス等基準第二十条に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の事業と指定通所リハビリテーション事業者が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。以下この節及び次節において同じ。）の数が十人以下の場合は、その提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間」という。）を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

第一百七十七条第一項第一号ロ中「当該指定介護予防通所リハビリテーション」を「リハビリテーション」に、常勤換算方法で、（一）以上確保されること」を「利用者が百人又はその端数を増すごとに、以上確保されていること」に改め、同条第一項中「であつて、指定介護予防通所リハビリテーションの提供が同時に十人以下の利用者に対して一体に行われるものを単位とする場合にあっては」を「である場合は」に改め、同項第一号を次のように改める。